

委員会提出議案第 1 号

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年3月4日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 高野 洋



熊本県議会議長 瀧上陽一様

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則

熊本県議会会議規則（平成3年熊本県議会会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

第106条中「外とう、襟巻、つえ」を「コート、マフラー」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づく必要かつ合理的な配慮を行う等の必要があるため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。